

# とううん

NO. 69 2024年3月8日  
J R 東海 労 東 京 運 輸 所 分 会  
責 任 者 永 井 晃  
編 集 教 宣 部

東京高等裁判所は2月28日、**年休裁判東京控訴審**判決において一審・東京地方裁判所の判断を破棄し、J R 東海労組側側の附帯控訴を斥け会社側の控訴を認める判断を示した。年休権の本旨を無視するJ R 東海の考え方・運用を問題なしと判断したのだ。

## 全乗務員の皆さん！こんな司法判断を許せますか？！

東京高裁は、年休申請しても長期間（長いときには35日）年休が取得できるのか否かわからない（会社が勤務日5日前に時季変更権を行使する）としても「乗務員の不利益は必ずしも大きなものではない」として、一審の判断を破棄しました。どうなれば乗務員の不利益は大きいのでしょうか？！高裁はこの基準を示していません。また、平成27、・28年度ともに東京第一・第二運輸所は「恒常的な要員不足に陥っていたとは認められない」として、これまた一審の判断を覆しました。つまり、会社の時季変更権行使は正当だと認定したのです。

## 原告団は上告してさらに闘う！（3/8予定）

この逆転不当判決は、新幹線乗務員の社会的営みや充実した家庭生活の構築よりも、東海道新幹線の運行を優先した判決です。

休日出勤についても、「36協定で要員運用上人員の繰合せの必要があるとき」に認められると規定されているから、「要員不足対策として不当ではない」としました。ところが皆さん！多くの方が休日出勤をさせられています、それでもなお年休が入りづらいどころか、年休は入らないのが現実です！

## 法廷闘争と職場の闘いを結合させよう！

原告団は上告して、さらに会社の不当性を主張し社会的に明らかにしていきます。しかし、法廷闘争だけでは職場は変わりません。職場の現状を変えていくには、労働者が声を上げるしかありません。

「人を増やせ！」「休日出勤を強制するな！」と声を上げましょう！知恵を出し合い、J R 東海の不当性を世の中に訴えて共感を得ていく努力を、みんなで実践していきましょう。運輸所の主人公は乗務員です！